

○国立大学法人筑波大学基金規則

〔平成22年5月27日〕  
〔法人規則第40号〕

改正 平成24年法人規則第34号

平成29年法人規則第18号

国立大学法人筑波大学基金規則

(設置)

第1条 国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に、筑波大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、新しい道を拓く可能性を有する学生に、安心して学習・研究に打ち込める環境及び様々な相互交流を行う機会等を安定的に提供するとともに、本学における教育・研究及び社会貢献活動の推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 卓越した教育の実現及び人材育成
- (2) 国際交流及びグローバル人材の養成
- (3) 世界に誇る学術研究の推進
- (4) 知の拠点としての地域への貢献
- (5) その他特に必要と認められる支援

(特定基金)

第4条 基金は、前条で定めるほか、特定目的の事業を実施するため、特定基金を設けることができる。

2 前項に規定する特定基金に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 基金に関する重要事項を審議するため、筑波大学基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、学長が指名または委嘱する。

- (1) 法人の役員及び職員
- (2) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 基金の予算及び決算に関する事項
  - (3) 基金の受入れ及びその運用に関する事項
  - (4) 寄附者への謝意表明に関する事項
  - (5) その他基金の運営に関する事項
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 8 議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員会は、審議結果について役員会に報告するものとする。

(運営費)

第6条 基金の運営費は、寄附金及びその果実等をもって充てる。

(事業年度)

第7条 基金の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(事務)

第8条 基金に関する事務は、事業開発推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この法人規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この法人規則は、平成22年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平24.3.29法人規則34号)

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平29.3.23法人規則18号)

この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。